

## 自宅療養期間中に行われる選挙での「特例郵便等投票」について

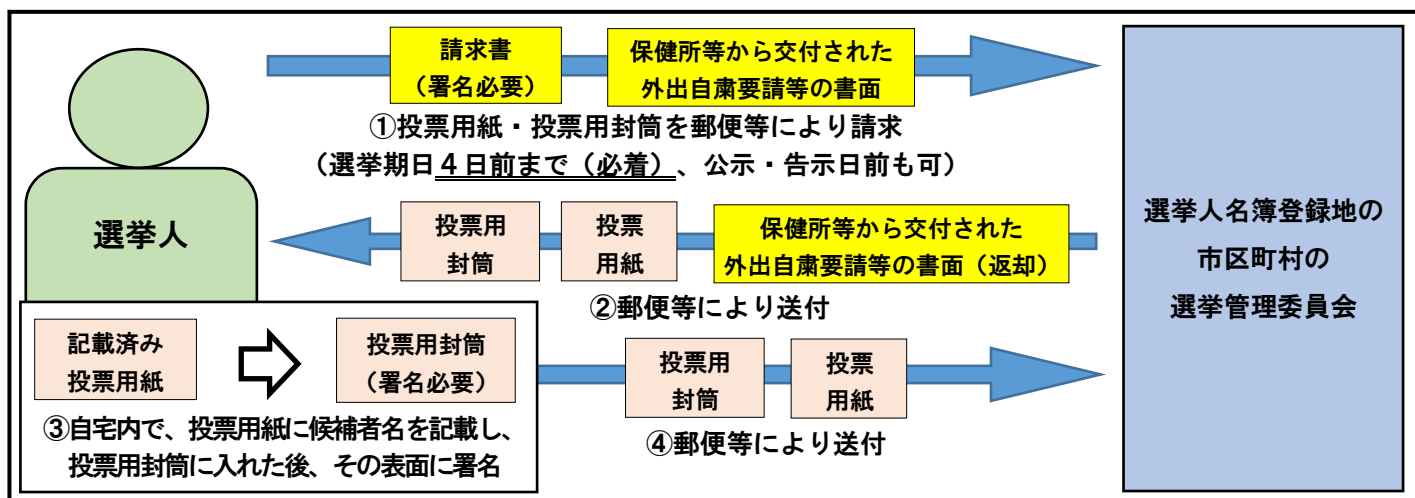
新型コロナウイルス感染症で自宅療養をされている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。

なお、投票用紙の請求から送付まで数日程度かかりますのでご注意ください。

### 1 特例郵便等投票の対象となる方

◆外出自粛要請又は隔離・停留の措置を受けた選挙人（陽性者登録・フォローアップセンター登録者含む）で、投票用紙等の請求時に、外出自粛要請等に係る期間が選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

### 2 手続の概要

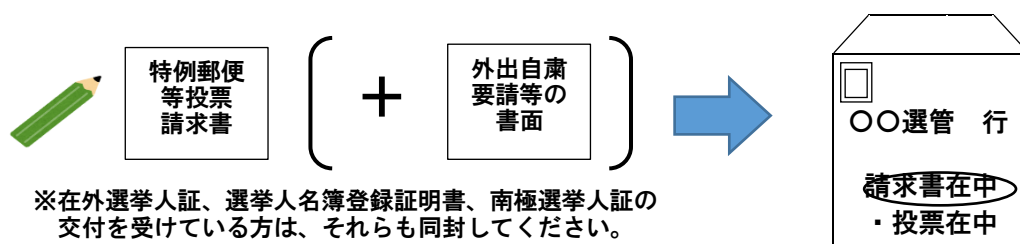


### 3 手続の詳細

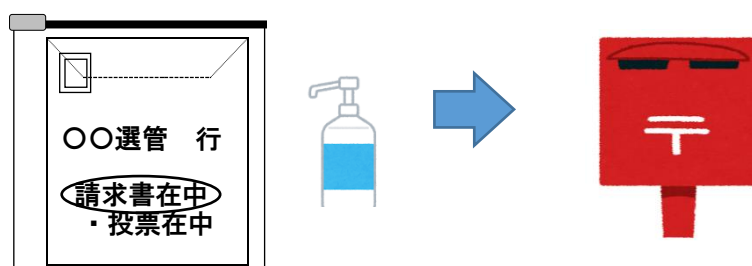
①**住民票がある市区町村選挙管理委員会に電話で連絡し**、請求書、返信用封筒及びファスナー付きの透明ケースの郵送を受けてください。または、市区町村選挙管理委員会のホームページから請求書と料金受取人払の宛名用紙をダウンロードし、印刷してください。

②請求書に記入し、返信用封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。

※ 外出自粛要請等の書面が交付されている方は、請求書に同封してください。



③請求書等を入れた返信用封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明ケース等に封入し、表面を消毒してください。その上で、親族・知人等（患者ではない方）に渡しポストに投かんを依頼してください。

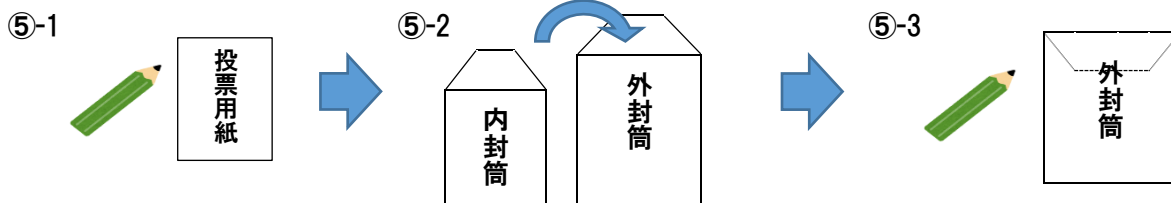


④市区町村選挙管理委員会から投票用紙等（投票用紙、内封筒、外封筒、返信用封筒、ファスナー付きの透明ケース）が送付されます。

⑤-1 投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名等を記載してください。

-2 記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。

-3 外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



⑥-1 外封筒を、更に市区町村選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。

-2 返信用封筒を、更にファスナー付きの透明ケース等に封入し、表面を消毒してください。

-3 その上で、親族・知人等（患者ではない方）に渡しポストに投かんを依頼してください。



## 4 注意事項

◆感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票の手続を行う際には、一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。

◆自宅でダウンロード・印刷した請求書等を使用して、投票用紙の請求をされる場合、郵送に必要な封筒やファスナー付きの透明ケース等をご自分でご用意ください。ファスナー付きの透明ケース等がない場合、手元にある透明ケース、透明のビニール袋等に封入し、テープ等で密封してください。その際、宛名が見えるようにしてください。

◆郵送経費は選挙管理委員会が負担しますので、封筒に切手を貼らないでください。

◆濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。

◆投票用紙等を請求された後に、自宅療養等期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。

◆ご不明な点は、住民票がある市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 5 罰則

◆特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪（1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）、詐偽投票罪（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金））が設けられています。